

平成 29 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社大和証券グループ本社
代表者名 執行役社長 日比野 隆司
(コード番号 8601 東証・名証 (第 1 部))

英国現地法人に対する訴訟の判決に関するお知らせ

株式会社大和証券グループ本社の英国現地法人である大和証券キャピタル・マーケットズヨーロッパリミテッド (以下「DCME」) が、Singularis Holdings Limited (以下「SHL」) から平成 26 年 7 月に提起された訴訟について、英国高等法院衡平法部において判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日

英国高等法院衡平法部 (High Court of Justice Chancery Division)

平成 29 年 2 月 16 日

2. 訴訟の経緯

平成 21 年 6 月及び 7 月、DCME は、SHL の 100%株主であり、且つ、SHL の取締役会長を務めること等によって同社を支配していた人物から、同人が支配しているグループ会社に対し SHL との取引清算代金を支払うよう、指示を受けました。DCME は、送金の根拠となる資料を SHL から受領する等、合理的な手続きを履践したうえで、当該送金指示を拒む正当な理由がないことから、送金を実施しました。

平成 26 年 7 月、SHL の管財人から、DCME に対し、SHL の株主からの詐欺的且つ不正な送金指示に基づき SHL の資金を第三者に送金したとして、上記取引清算代金 (2 億 449 万米ドル) の支払いを求める損害賠償請求訴訟が提起されました。

3. 判決の内容

裁判所は、DCME が SHL に対し、1 億 5,280 万米ドルを支払うよう命じました。

なお、当該額に別途裁判所が判断する利率及び期間に基づき算出した遅延損害金が課されますが、現時点では利率及び期間に関する裁判所の判断は下されておられません。

4. 今後の対応

本判決において、DCME の主張が認められなかったことは大変遺憾であります。

DCME としましては、判決の内容を十分に検証したうえで、控訴する方針です。

財務の保守主義的観点から、今年度連結決算において引当金の計上を行う可能性がありますが、今後開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせします。

以 上

<お問い合わせ先>

大和証券グループ本社 広報部 鈴木・青山・木下・大橋・桑原 (Tel. 03-5555-1165)